

東村山市情報公開運営審議会の傍聴等についての定め

東村山市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）は、東村山市情報公開条例第1条の目的を実現すべく運営されることは勿論であり、審議会の会議録は当該条例及び「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき公開される。

また、審議会はその性格を勘案し会議内容をも原則公開するものとするが、傍聴等については東村山市情報公開運営審議会規則第5条に基づき、会議の適切な運営のために、次のとおりその手続を定めるものとする。

第1 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者は、市民であるか否かを問わない。
- 2 傍聴を希望する者は、会議の当日に会場受付において事務局職員に申し出て、傍聴者用バッジの交付を受けなければならない。傍聴者用バッジは申出順に交付する。
- 3 傍聴者の定員は15名以内とする。傍聴を希望する者が定員を超える場合は、傍聴を申し出た順に傍聴者を決定する。
- 4 傍聴者は、会長が傍聴を認めた時点で入場し(注)、事務局職員の指示に従って傍聴席に着席するものとする。傍聴を終え退席しようとするときは、傍聴者用バッジを会場受付に返還しなければならない。

第2 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、発言してはならない。また、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) この審議会で聴取した内容を特定の氏名等をあげて中傷してはならない。

第4 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第5 会議の非公開

- 1 東村山市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報を会議の中で取り扱う場合で、会長が出席委員に諮りその過半数が必要と認めたときは、会長は会議の一部を非公開とすることができる。
- 2 傍聴者は、会議の非公開の決定があったときは、事務局職員の指示に従い速やかに退場しなければならない。
- 3 会議の一部を非公開とした場合は、当該部分の会議録は情報コーナー及び図書館への配架、市ホームページへの掲載は行わない。

附則

この定めは、平成11年10月22日の審議会にて決定し、同年11月1日から施行する。

附則

この定めは、平成29年1月23日の審議会にて決定し、同年2月1日から施行する。

(注)改選後最初の会議において、開始から会長が選出されるまでの間は審議ではないので傍聴は認めない。平成20年7月14日の審議会にて決定。